

会議案第1号

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「101人」を「100人」に改める。

第2条第2項第1号中「夕張市」の次に「、美唄市」を加え、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表美唄市の項を削り、同表空知地域の項中「夕張市」の次に「、美唄市」を加える。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説 明

本道における人口の減少及び人口減少地域が抱える様々な課題に鑑み、北海道議会議員の総定数及び選挙区について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。